

岡崎市経営開始資金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、次世代を担う農業者となることを志向する経営開始直後の新規就農者の経営確立に資するため交付する経営開始資金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(他の制度との関係)

第2条 経営開始資金に関しては、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）及び農業人材力強化総合支援事業費補助金交付要綱（平成24年6月1日24農経第279号愛知県農林水産部長通知）及び岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(経営開始資金の交付要件)

第3条 経営開始資金の交付を受けることができる者は、実施要綱別記2第5の2の（1）で定める要件を満たす者とする。

(経営開始資金の額及び交付期間)

第4条 経営開始資金の額及び交付期間は、実施要綱別記2第5の2の（2）で定めるところによる。

(青年等就農計画等の承認申請)

第5条 経営開始資金の交付を受けようとする者は、実施要綱別記2第5の2の（1）のエに規定する青年等就農計画等（以下「青年等就農計画等」という。）を作成し、市長に承認の申請をしなければならない。

2 経営開始資金の交付を受けようとする者は、青年等就農計画等の作成に当たっては、実施要綱別記2第7の2の（11）に規定するサポート体制の関係者等から助言及び指導を受けるものとする。

(青年等就農計画等の承認)

第6条 市長は、前条第1項の申請を受けたときは、その内容を審査し、実施要綱別記2第7の2の（2）に定めるところにより経営の開始及び定着を支援する必要があると認めるときは、予算の範囲内で青年等就農計画等を承認し、審査の結果を様式第1号により経営開始資金の交付を受けようとする者に通知するものとする。

2 前項の規定による審査に当たっては、必要に応じて関係者による面接等を行うものとする。

(青年等就農計画等の変更)

第7条 前条第1項の規定による承認を受けた者は、当該承認に係る青年等就農計画等を変更しようとするときは、その変更を市長に申請しなければならない。ただし、追加の設備投資を要しない程度の経営面積の拡大、品目ごとの経営面積の増減その他の軽微な変更である場合は、この限りでない。

2 前項に規定する青年等就農計画等の変更については、第5条及び前条の規定を準用する。

(経営開始資金の交付申請)

第8条 第6条第1項の規定による承認を受けた者は、規則第5条の規定に基づき、実施要綱別記2別紙様式第19号の経営開始資金交付申請書により、市長に経営開始資金の交付を申請する。

2 前項の申請は、原則として、申請に係る交付期間の最初の日から1年以内に行わなければならない。

3 第1項の申請は、交付期間の半年分を単位として行うものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

4 第1項の申請の対象は、令和3年4月以降の農業経営に係るものに限る。

(経営開始資金の交付決定)

第9条 市長は、前条第1項の申請を受けたときは、規則第6条の規定に基づき、その内容を審査し、申請の内容が適当であると認めたときは、経営開始資金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、規則第7条の規定に基づき、交付申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 前条の規定による通知を受けた者は、当該通知に係る経営開始資金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る経営開始資金の交付の決定は、取り消されたものとみなす。

(経営開始資金の交付)

第11条 市長は、第9条の規定により経営開始資金の交付を決定したときは、経営開始資金を交付する。

(交付の停止)

第12条 市長は、経営開始資金の交付の決定を受けた者（以下「開始資金交付対象者」という。）が実施要綱別記2第5の2の(3)に掲げる事項に該当することが明らか

かになった場合は、経営開始資金の交付を停止する。

(受給の中止)

第 13 条 開始資金交付対象者は、経営開始資金の受給を中止しようとするときは、実施要綱別記 2 別紙様式第 6 号の中止届を市長に提出しなければならない。

(就農の休止)

第 14 条 開始資金交付対象者は、病気等のやむを得ない理由により就農を休止しようとするときは、実施要綱別記 2 別紙様式第 7 号の休止届を市長に提出しなければならない。この場合において休止期間は、原則として 1 年以内とする。

2 市長は、開始資金交付対象者から前項の休止届の提出を受けた場合であって、やむを得ないと認められるときにあつては経営開始資金の交付を休止し、やむを得ないと認められないときにあつては経営開始資金の交付を中止する。

3 経営開始資金の交付の休止を受けた開始資金交付対象者が就農を再開するときは、実施要綱別記 2 別紙様式第 20 号の経営再開届を市長に提出しなければならない。

4 市長は、開始資金交付対象者から経営再開届の提出を受けた場合であって、適切に農業経営を行うことができると認められるときは、経営開始資金の交付を再開する。

5 交付対象者が妊娠・出産又は災害により就農を休止する場合は 1 度の妊娠・出産又は災害につき最長 3 年の休止期間を設けることができる。また、その休止期間と同期間、交付期間を延長することができるものとし、実施要綱別記 2 別紙様式第 20 号の経営再開届と合わせて第 7 条の手続きに準じて青年等就農計画等の交付期間の変更を申請するものとする。ただし、実施要綱別記 2 第 5 の 2 の (2) のイに規定する夫婦で農業経営を行う妻が妊娠・出産により就農を休止する場合を除く。

(就農状況報告)

第 15 条 開始資金交付対象者は、交付期間中、実施要綱別記 2 別紙様式第 9-1 号の就農状況報告を毎年 1 月 1 日から 6 月 30 日までの期間及び 7 月 1 日から 12 月 31 日までの期間について作成し、それぞれ当該期間が経過した日から 1 月以内に市長に提出しなければならない。

2 開始資金交付対象者は、交付期間終了後、5 年（第 19 条の規定により就農を中断した場合にあつては、当該中断期間を除く。以下同じ。）の間は、実施要綱別記 2 別紙様式第 9-1 号-1 の作業日誌を毎年 1 月 1 日から 6 月 30 日までの期間及び 7 月 1 日から 12 月 31 日までの期間について作成し、それぞれ当該期間が経過した日から 1 月以内に市長に提出しなければならない。

(経営状況の確認)

第 16 条 市長は、実施要綱別記 2 第 7 の 2 の (5) のア及びイで定めるところにより、開始資金交付対象者に係る就農の実施状況及び経営状況を確認し、必要に応じて適切な助言及び指導を行うものとする。

(経営開始資金の返還)

第 17 条 経営開始資金の返還については、実施要綱別記 2 第 5 の 2 の (4) で定めるところによる。

2 開始資金交付対象者は、病気、災害その他のやむを得ない事情により経営開始資金の返還の免除を受けようとするときは、実施要綱別記 2 別紙様式第 18 号の返還免除申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨を開始資金交付対象者に通知する。

(住所等の変更)

第 18 条 開始資金交付対象者は、交付期間内又は交付期間終了後 5 年以内に氏名、居住地、電話番号等を変更したときは、変更後 1 月以内に実施要綱別記 2 別紙様式第 12 号の住所等変更届を市長に提出しなければならない。

(就農の中断)

第 19 条 開始資金交付対象者は、交付終了後の就農継続期間中に、やむを得ない理由により 1 年以内を目途として就農を中断する場合は、その中断の日から 1 月以内に、実施要綱別記 2 別紙様式第 15 号の就農中断届を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の就農中断届の提出を受けたときは、やむを得ないと認められるときは、就農の中断を承認する。この場合において、就農中断期間は、原則として、就農を中断した日から 1 年以内とする。

3 前項の規定による承認を受けた開始資金交付対象者は、就農を再開するときは、実施要綱別記 2 別紙様式第 16 号の就農再開届を市長に提出しなければならない。

(離農)

第 20 条 開始資金交付対象者は、交付期間終了後 5 年以内に農業経営を中止し、離農した場合は、離農した日から 1 月以内に、実施要綱別記 2 別紙様式第 21 号の離農届を市長に提出しなければならない。

(開始資金交付対象者の情報の共有)

第 21 条 市長は、実施要綱別記 2 第 7 の 3 で定めるところにより、開始資金交付対象者の経営開始資金に係る情報を登録し、関係機関と開始資金交付対象者の情報を共有するものとする。

2 市長は、実施要綱別記 2 第 7 の 3 の (5) の規定による照会があった場合は、開始資金交付対象者の情報を提供するものとする。

(経営開始資金の帳簿等の保管)

第 22 条 開始資金交付対象者は、経営開始資金の使途に係る帳簿、証拠書類等を整理し、経営開始資金の交付を受けた年度の翌年度から起算して 5 年間保管しておかなければ

ればならない。

(雑則)

第 23 条 この要綱に定めるもののほか、経営開始資金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 1 月 5 日から施行する。

様

岡 崎 市 長

新規就農者育成総合対策（経営開始資金）青年等就農計画等承認について（通知）

年 月 日付けの申請については、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記2第7の2の（2）及び岡崎市経営開始資金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり承認します。

記

1 交付期間等

(1) 交付期間

年 月 日から 年 月 日まで（年間）

ただし、交付要件を満たさなくなった場合、農業経営を中止した場合、適切な農業経営を行っていない場合などには、経営開始資金の停止又は返還が生じます。

(2) 交付期間の考え方

新規就農者育成総合対策実施要綱に基づき、青年等就農計画等どおり経営開始していること及び交付要件を全て満たした時点を確認の上、交付対象期間を決定しました。

2 今後の事務手続

新規就農者育成総合対策実施要綱別記2及び岡崎市経営開始資金交付要綱の規定に基づき、適切な時期に「交付申請書」、「就農状況報告」を提出していただきますようお願いいたします。